

一般社団法人全国専門学校情報教育協会(調査委員会)
教育における著作権に関するアンケート調査

●調査時期
令和3年8月30日～令和3年9月10日

●発送数 70 件(校)

●回答数 32 件

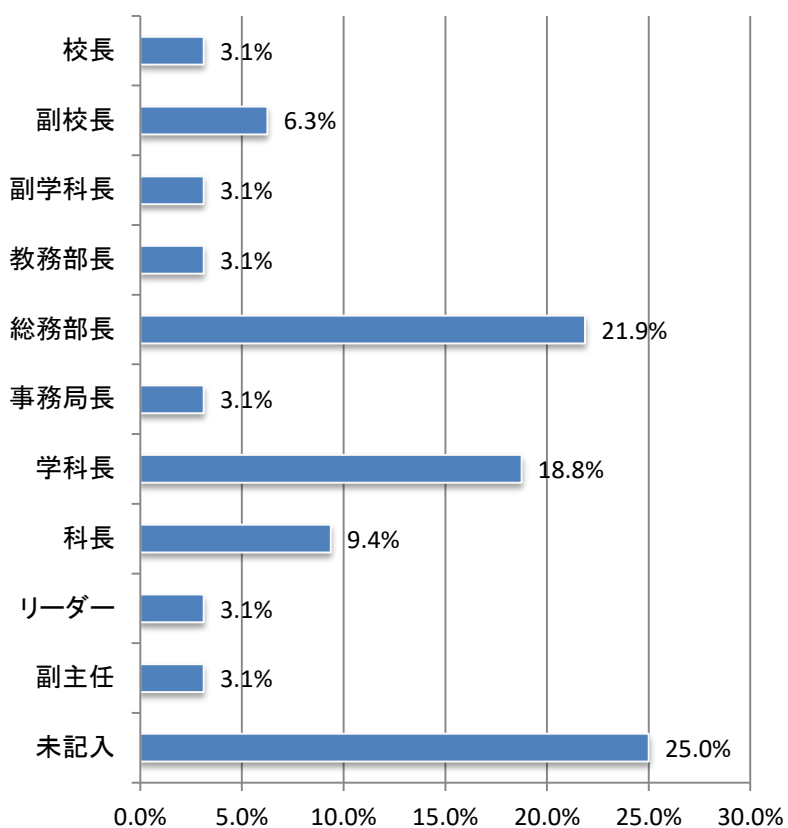
●協力校数 11 校

●回答率 15.7 %

教育における著作権に関するアンケート

1. 回答者プロフィール

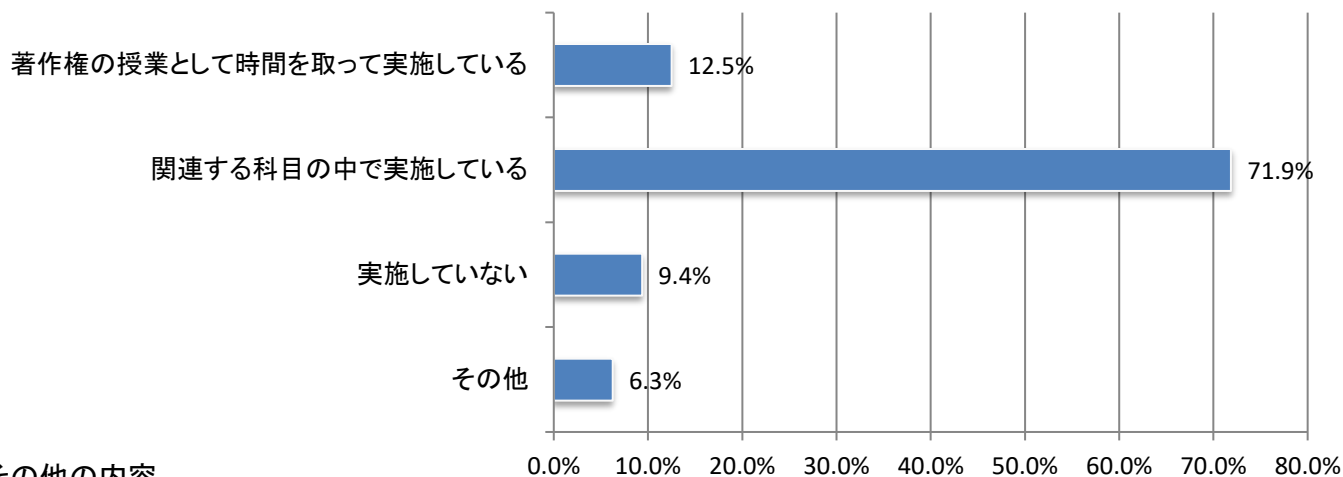
S.no	項目	回答	%
1	校長	1	3.1%
2	副校長	2	6.3%
3	副学科長	1	3.1%
4	教務部長	1	3.1%
5	総務部長	7	21.9%
6	事務局長	1	3.1%
7	学科長	6	18.8%
8	科長	3	9.4%
9	リーダー	1	3.1%
10	副主任	1	3.1%
11	未記入	8	25.0%
	合計	32	-



教育における著作権に関するアンケート

2. 学生に対して著作権に関する教育を実施していますか

S.no	項目	回答	%
1	著作権の授業として時間を取って実施している	4	12.5%
2	関連する科目の中で実施している	23	71.9%
3	実施していない	3	9.4%
4	その他	2	6.3%
合計		32	-

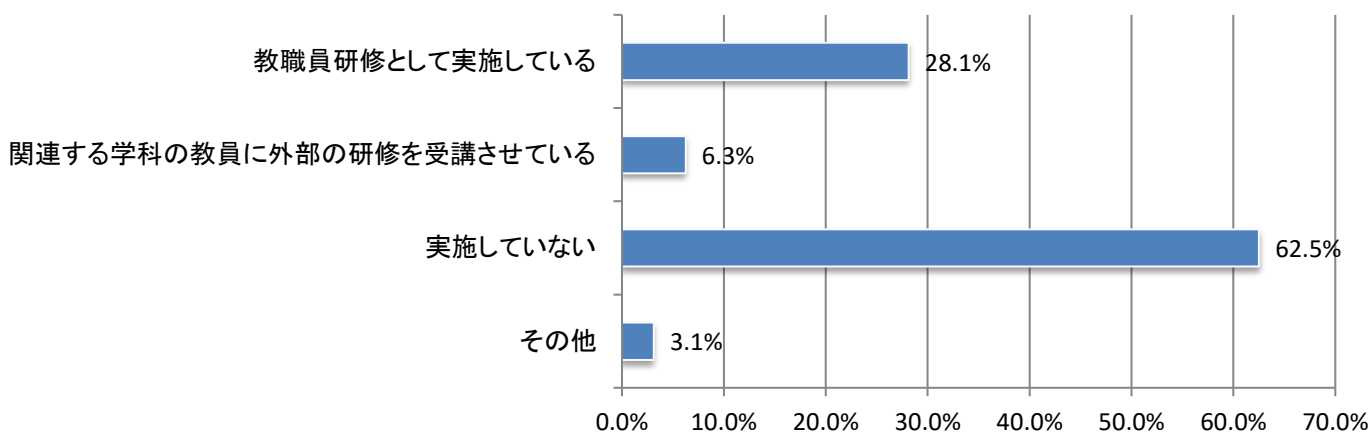


その他の内容

レポート作成課題の添削時や、HRの授業内で随時実施している。
デジタルデザイン科は実施している(それ以外の学科は実施していない)

3. 教員に対して、著作権に関する研修を行っていますか

S.no	項目	回答	%
1	教職員研修として実施している	9	28.1%
2	関連する学科の教員に外部の研修を受講させている	2	6.3%
3	実施していない	20	62.5%
4	その他	1	3.1%
合計		32	-



その他

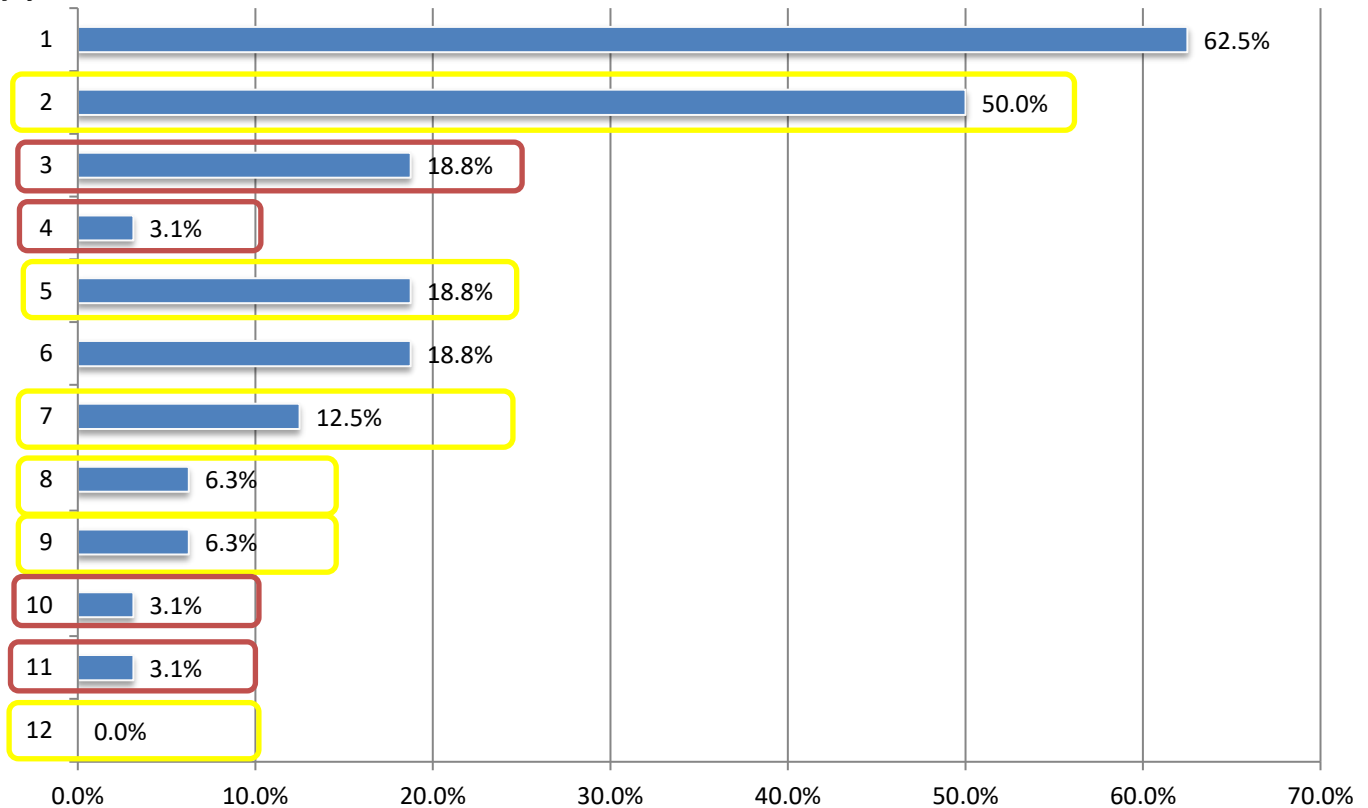
過去に全員を対象に実施済み

教育における著作権に関するアンケート

4. 授業における著作物の使用について、実施しているものにチェックをお願いします(複数選択可)

S.no	項目	回答	%
1	授業の参考資料として、他人の著作物(新聞の抜粋やWebサイト上のコンテンツなど)をコピーして学生に配布している。	20	62.5%
2	事前学習のため、学生にメールやファイル共有ストレージを使用して、他人の著作物(新聞の抜粋やWebサイト上のコンテンツなど)を使用した資料の送信や共有を行っている。	16	50.0%
3	授業実施や事前・事後学習のため、市販の検定試験問題集をコピーして学生に配布している。	6	18.8%
4	他人の作品等のコピーを使用したパワーポイントスライドを用いたオンライン授業の録画映像を学生の復習のため、YouTubeで誰でも見られる形式で公開配信している。	1	3.1%
5	教員が授業で使用するために、学生に対して他人の作品等からのコピーなどを配布する、またはインターネットを介して送信している。	6	18.8%
6	他人の作品等のコピーを使用したパワーポイントスライドを用いて、クラスの半分の学生が対面授業、残り半分がライブ配信を視聴する併用授業を行っている。	6	18.8%
7	他人の作品等のコピーを使用したパワーポイントスライドを用いて、クラスの半分の学生が対面授業、残り半分がライブ配信を視聴する併用授業でライブ配信を録画したものを、学生がいつでも復習できるように学生に限定したオンデマンド配信をしている。	4	12.5%
8	学生が授業における「課題のプレゼンテーション」のために、他人の作品等のコピーを使用した発表資料(パワーポイントスライド等)をコピーして配布または、インターネットを介して送信・配布している。	2	6.3%
9	オンライン授業において、他人の作品等のコピーを使用した確認テストを、インターネットを介して出題している。	2	6.3%
10	企業見学や工場見学、海外研修等において、学生に配布する資料の取扱いに参考資料として、その周辺の環境について、市販の旅行ガイドブックから名所・旧跡や地域の歴史等の記事を集めて掲載している。	1	3.1%
11	授業の一環として、学生が自身で購入した雑誌に掲載されている写真をもとに、コンピュータグラフィックスの作品を作成する課題に取組ませ、優秀な作品は学校のWebサイトに公開している。	1	3.1%
12	授業の資料として、市販されているゲームのプログラムソースコードを学生にプリントで配布するとともに、テキストデータは授業を受ける学生を対象としたクラウド上の共有ストレージにアップロードしている。	0	0.0%
合計		65	-

分母……32



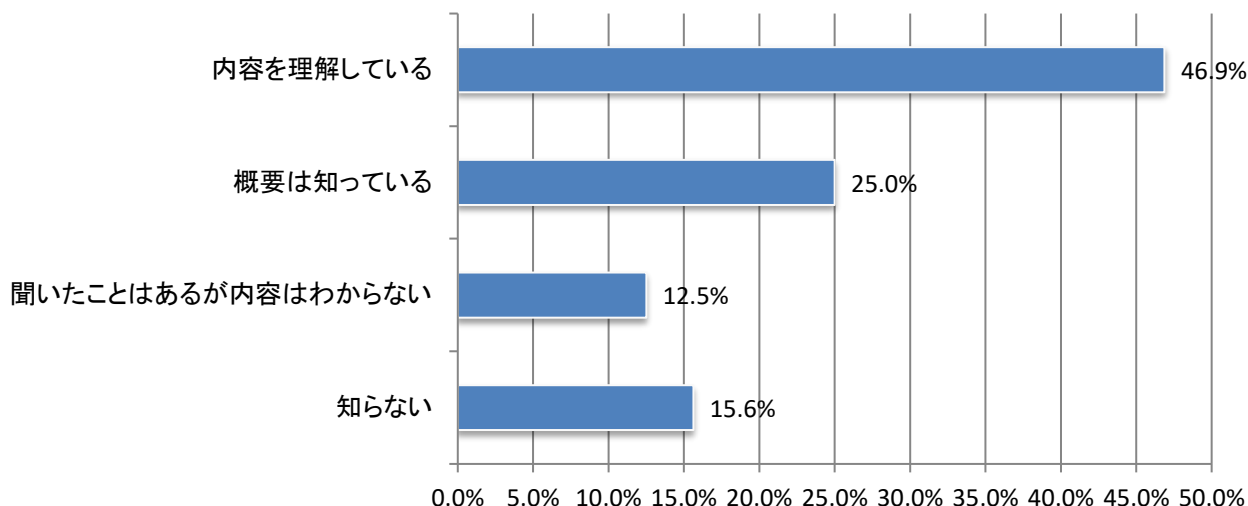
教育利用は認められていません

授業目的公衆送信補償金制度を利用していいれば、教育利用することができます

教育における著作権に関するアンケート

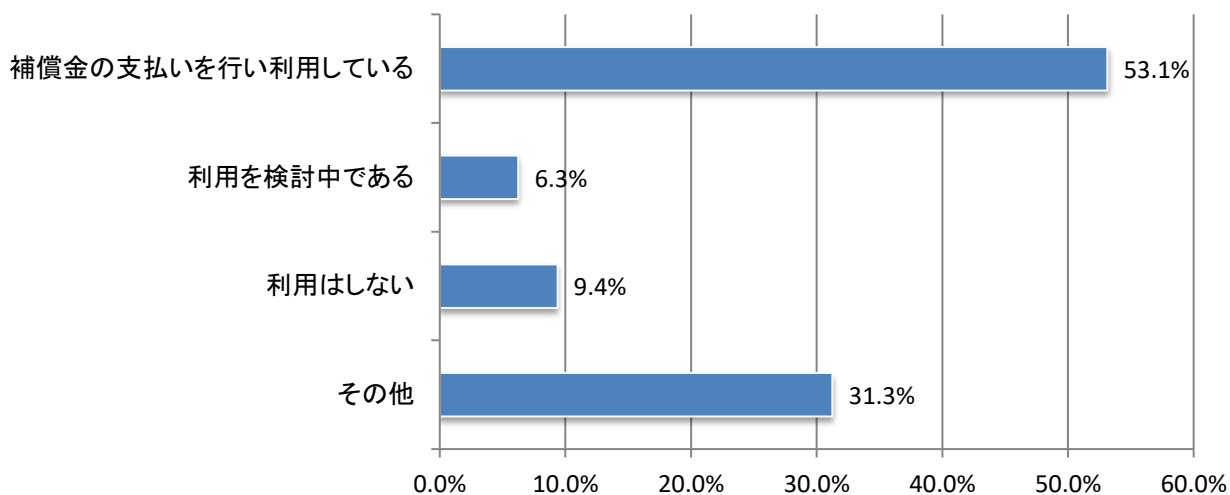
5. 授業目的公衆送信補償金制度について内容を知っていますか

S.no	項目	回答	%
1	内容を理解している	15	46.9%
2	概要は知っている	8	25.0%
3	聞いたことはあるが内容はわからない	4	12.5%
4	知らない	5	15.6%
	合計	32	-



6. 授業目的公衆送信補償金制度の利用について

S.no	項目	回答	%
1	補償金の支払いを行い利用している	17	53.1%
2	利用を検討中である	2	6.3%
3	利用はしない	3	9.4%
4	その他	10	31.3%
	合計	32	-



その他

- 学科単位ではなく学校単位で対応している
- 学校として検討中だと聞いている
- 現状で詳細を把握していないので上記選択ができない
- 法人全体での内容なのでわかりません。
- 未定・調査中
- 利用について、どのような対応をするのか知らない

教育における著作権に関するアンケート

設問4. 授業における著作物の使用について、実施しているものにチェックをお願いします(複数選択可) と
 設問6. 授業目的公衆送信補償金制度の利用について の相関

S.no	設問4 項目	回答	設問6 授業目的公衆送信補償金制度を			
			利用している	利用していない		
				1	2	3
1	授業の参考資料として、他人の著作物(新聞の抜粋やWebサイト上のコンテンツなどをコピーして学生に配布している。	20	12	1	0	7
2	事前学習のため、学生にメールやファイル共有ストレージを使用して、他人の著作物(新聞の抜粋やWebサイト上のコンテンツなど)を使用した資料の送信や共有を行っている。	16	10	1	0	5
3	授業実施や事前・事後学習のため、市販の検定試験問題集をコピーして学生に配布している。	6	3	2	0	1
4	他人の作品等のコピーを使用したパワーポイントスライドを用いたオンライン授業の録画映像を学生の復習のため、YouTubeで誰でも見られる形式で公開配信している。	1	1	0	0	0
5	教員が授業で使用するために、学生に対して他人の作品等からのコピーなどを配布する、またはインターネットを介して送信している。	6	3	0	1	2
6	他人の作品等のコピーを使用したパワーポイントスライドを用いて、クラスの半分の学生が対面授業、残り半分がライブ配信を視聴する併用授業を行っている。	6	2	1	0	3
7	他人の作品等のコピーを使用したパワーポイントスライドを用いて、クラスの半分の学生が対面授業、残り半分がライブ配信を視聴する併用授業でライブ配信を録画したものを、学生がいつでも復習できるように学生に限定したオンデマンド配信をしている。	4	1	0	0	3
8	学生が授業における「課題のプレゼンテーション」のために、他人の作品等のコピーを使用した発表資料(パワーポイントスライド等)をコピーして配布または、インターネットを介して送信・配布している。	2	2	0	0	0
9	オンライン授業において、他人の作品等のコピーを使用した確認テストを、インターネットを介して出題している。	2	1	0	0	1
10	企業見学や工場見学、海外研修等において、学生に配布する資料の最後に参考資料として、その周辺の環境について、市販の旅行ガイドブックから名所・旧跡や地域の歴史等の記事を集めて掲載している。	1	0	0	0	1
11	授業の一環として、学生が自身で購入した雑誌に掲載されている写真をもとに、コンピュータグラフィックスの作品を作成する課題に取組ませ、優秀な作品は学校のWebサイトに公開している	1	0	0	1	0
12	授業の資料として、市販されているゲームのプログラムソースコードを学生にプリントで配布するとともに、テキストデータは授業を受ける学生を対象としたクラウド上の共有ストレージにアップロードしている	0	0	0	0	0
	合計					

は 著作権法上、教育利用が認められていないが、著作物を利用していると回答した学校があった項目です

1と6は、著作権改定以前から著作物の教育での利用が認められていたものです

2・5・7・8・9・12については、授業目的公衆送信に当たるので、補償金制度の利用を前提として、著作物の教育利用が認められます

3・4・10・11については、以前も著作権法改定後も認められていません

- 前提
- ・営利を目的としない教育機関であること(学校法人等であること)
 - ・授業での使用であること
 - ・出所の明示をすること
 - ・著作権者の利益を不当に害しないこと
 - ・既に公表された著作物であること

上記条件を満たした場合、著作権者に許可を取る必要なく、教育利用が可能です

※著作権者に許可を取れば、上記規定にかかわらず、当該著作物の使用が可能です

教育における著作権に関するアンケート

教育活動における著作物の使用について、課題をご記入ください

- オンライン授業などでどうしても参照箇所を見せるためにカメラに教科書などを写すシーンなどで従来の著作権上、クラスだけのクローズな場とはいえ送信に当たらないかなど(いままでは教室に立って、教科書を指差しするようなシーンもオンラインの場合は配信になるため)従来の考え方では追いつかない部分の取扱に苦慮している。
- 今後リモート授業も広がる中で、授業のために著作物を使用するのは問題ないのか？
- ビジュアル作品の一部切り抜きや、著書物の一部抜粋などの可否、ルールがわかっていない
- 細かいケースについての理解を深める資料が必要
- 著作権の侵害にあたる行為についての知識が曖昧で、授業準備の際に調査して使用する時間的余裕もなくなるとかく引用、情報元を明記して使用していることもあるのが実情である。
- コロナ下でやむなくオンライン授業を実施しているのに、授業目的公衆送信補償金制度により学校の金銭的な負担が発生してさらに報告等の付加業務増もえて教育活動にマイナスなことばかりである。
- 学校現場における著作物の利用に関する線引き
- 著作権について教えることができる専門家がいらないため、検定試験に出題される狭い分野だけを教えている。
- 著作権を含む知的財産権について総合的に教育できる人材の育成が課題である。
- どこまでがOKなのか、線引きが分かりにくい。出版社などでも対応が異なるように思える。
- 教育活動によって著作物の内容が広く理解され周知されることの利点を考えて、柔軟に利用できるようにしてもらいたいと思います。
- 遠隔授業の際、テキストの電子データの使用ができない
- 学生が課題等に使用している画像等について、著作権の問題が無いか全て確認するのが難しい点。
- 教育における著作物の使用について、色々と議論すべきことが多い気がする。
- 電気機器に関する科目は、実地で使われている画像の引用により、学生へイメージを強く持ってもらうことで学習効果が増加する。特に大きな電気機器は自力で画像を収集することが困難であり、学生に配布する指導書の作成において全てオリジナルの画像を使うことが困難となっている。
- SARTRASにより包括的に著作権管理契約を取れることはよいが、その中でも授業での使用状況により許可されない状況がある点の明確化・具体的事例の集約が必要
- 特になし

著作権の取り扱いについて、課題やご意見があればご記入ください

- 包括利用のための補償金精度はよいが、今後のオンライン授業などに対応した法的な位置付けなどを整理してほしいと考えられる。
- 著作物の利用について、リモート授業(リアルタイム)・対面授業・オンデマンド授業で取扱いが異なるのか？
- 正しい知識を広める必要性を感じる
- 当たり前なのでしょうが、自分以外の者が作成した物・モノという観点から、たとえ同僚であっても許諾を明確にしていくことが一層問われるのかと考えると頭が痛くなります。(特にWeb/SNSメディア上での管理)
- 利用者が学生と限定できていて、その学生が購入している著作物のオンライン使用の場合、紙の著作物の教育への利用と同様、同等の条件で無償化でいいはずなのに、一律有償化されていて不都合である。
- これまでは個々の教員のモラルに任せていたが、著作権について正しい理解を持たせる必要がある。
- 学生でもわかりやすいガイドブックがあれば助かる。
- 媒体や配布形態の違いなど細分化され過ぎていて理解が難しい。
- スライドなどで図を挿入する場合、他人のサイトの図を借りる際の明確なルールがあるとよい
- 基本的に他人の著作物に関して、複製の使用は行っていないが、その分、資料作成に手間と時間を費やす必要がある
- 授業設計において、教科書を参考にする場合が多いため、引用における線引きを含めた著作権制度を学ぶことができる機会が欲しい。
- 特になし

教育における著作権に関するアンケート

これまでお伺いしてきたことを含め、教育活動に関する著作権について、ご意見をご記入ください

- ・ コロナ禍で経済的困難に陥り、書籍購入が難しい学生が増えてくると著作権を侵害しているかもしれない思いながらもコピーを配布するということがさらに増える可能性もあるのではないかと思う。
- ・ 感想です。授業目的公衆送信補償金制度に登録、申請を行ったことで、教員は制度の範囲内で安心して著作物を利用できるようになりました。また、公衆送信権、著作権等関連法規に関して理解を深めるいい機会となりました。申請を行ってよかったと感じています。
- ・ 教育目的で授業での使用に限っては、デジタル配信にかかわらず著作物の二次利用を広く認めてほしい。もちろん、コンテストに出品するなど、学校外に提供するような制作物に関しては、著作物の二次利用は控えるべきだと思われる。
- ・ 著作権者の権利は理解します。しかし、幅広く周知されることの利点もあると思います。教育活動等で周知される利点も考えて、煩雑な制度や規制に縛られることなく利用しやすくしてほしいと思います。
- ・ 遠隔授業が増え、板書が電子データとなり、テキストの内容共有が難しい
- ・ スライドなどで図を挿入する場合、他人のサイトの図を借りる際の明確なルールがあるとよい
- ・ 遠隔授業が増え、板書が電子データとなり、テキストの内容共有が難しい
- ・ 著作権フリーのものを使用している
- ・ 教員ならび学生について、ひと昔前と違って、著作物の利用について、ある程度理解しているようになってきていると感じる
- ・ 特になし

協会では、会員校の皆様の情報共有や課題等に対応するため、アンケート調査を実施しています。今後、実施を希望するアンケート調査があれば、内容をお聞かせください。

- ・ SARTRASへの補償金の範囲を超えて著作者に支払っている学校等があればお聞きしたい
- ・ コロナ後のオンライン対応について。
- ・ オンライン授業の実態調査など
- ・ 特になし